

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担( 部分)。

ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

3. 負担の上限額を設定する際に勘案する「世帯」の範囲は、医療保険単位(異なる医療保険に加入する家族は別の「世帯」として扱う)。

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯Ⅰ 本人収入 ≤ 80万円	市町村民税非課税世帯Ⅱ 本人収入 > 80万円	所得税 世帯全員が非課税	所得税額 世帯全員の合計 < 30万円	所得税額 世帯全員の合計 ≥ 30万円
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円 (経過措置)

※ ① 当面の重度かつ継続の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。

精神通院医療の「重度かつ継続」の範囲

当初案（平成16年12月27日「第23回社会保障審議会障害者部会」）

- ①医療保険の多数該当の者
- ②次の病名の者
 - (1)統合失調症
 - (2)躁うつ病(狭義)
 - (3)難治性てんかん

検討結果（平成17年11月9日「第3回自立支援医療制度運営調査検討会」）

- ①医療保険の多数該当の者
 - ②ICD-10における次の分類の者
 - ・F0 症状性を含む器質性精神障害
 - ・F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
 - ・F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
 - ・F3 気分障害
 - ・G40 てんかん
 - ③以下の病状を示す精神障害のためインテンシブな通院医療(状態の維持、悪化予防のための医療を含む。)を継続的に要する者
 - ・情動及び行動の障害
 - ・不安及び不穏状態
- ※③については、その判断は3年以上の精神医療の経験を有する医師によるものとする。